

(法 第 1 0 条関係)

## 役 員 名 簿

特定非営利活動法人 南相馬サイエンスラボ

| 役職名 | 氏 名   | 住 所 又 は 居 所             | 報酬の有無 |
|-----|-------|-------------------------|-------|
| 理事  | 齋藤 実  | 福島県南相馬市原町区東町二丁目 5 0 番地  | 無     |
| 理事  | 箱崎 亮三 | 福島県南相馬市原町区二見町一丁目 6      | 無     |
| 理事  | 須摩 修一 | 神奈川県川崎市幸区下平間 118        | 無     |
| ・・・ |       |                         |       |
| 監事  | 草野 清毅 | 福島県南相馬市南相馬市原町区大甕字西迫 137 | 無     |

### 備考

- 1 「役職名」には、理事、監事の別を記載する。
- 2 「住所又は居所」には、福島県特定非営利活動促進法施行条例第 2 条第 3 項に掲げる書面（住民票等）によって証された住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第 2 条第 2 項第 1 号ロ）。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。